

# 会 議 録

会 議 名	令和7年度第1回東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和7年11月14日（金）			開 会	午後1時30分	
				閉 会	午後2時40分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 301会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 挨拶 4 役員を選出について 5 議 題 (1) 東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について (2) 令和6年度における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (3) その他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0人	
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	太 田 勝 広	出席	副会長	関 口 喜 希	出席
	委 員	宮 坂 祥 一	出席	委 員	伊 藤 勉	出席
	委 員	岡 田 和 子	欠席	委 員	戸 森 健 治	出席
	委 員	西 川 光 治	欠席			
事 務 局	総務部長	中 嶋 和 則		総務課長	橋 本 光 能	
	総務課副課長	陸 名 将 一		総務課主任	大 嶋 恵 美	

1 開 会	<p>(事務局 橋本課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ「東松山市情報公開・個人情報保護審議会」に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の会議の司会を務めます、総務課長の橋本です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日は、岡田委員と西川委員が都合により欠席となりましたが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立いたしましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、令和7年10月1日から、東松山市情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱をお受けいただきました委員の皆様を名簿の順に御紹介いたします。</p> <p>太田委員、宮坂委員、伊藤委員、岡田委員、関口委員、戸森委員、西川委員です。</p>
2 委嘱状交付	<p>(事務局 橋本課長)</p> <p>続きまして、総務部の中嶋部長より委嘱状を交付させていただきます。代表して太田委員に交付いたします。</p> <p>— 委嘱状交付 —</p>
3 挨拶	<p>(事務局 橋本課長)</p> <p>続きまして、中嶋部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>— 中嶋部長挨拶 —</p> <p>(事務局 橋本課長)</p> <p>事務局職員の紹介をいたします。</p> <p>— 事務局職員の紹介 —</p>
4 役員を選出 について	<p>(事務局 橋本課長)</p> <p>続きまして、「役員を選出について」です。</p> <p>この審議会においては、東松山市情報公開・個人情報保護審議</p>

<p>5 議 題</p>	<p>会条例第4条の規定に基づき、委員の互選により、会長及び副会長を置くこととしております。</p> <p>会長は、会議において議長を務めることとされており、副会長については、会長を補佐し、会長が事故等により不在の場合はその職務を代理することが主な役割です。</p> <p>皆様方で、役員を選出について御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>いらっしゃらないようでしたら、事務局からの提案として、会長は太田委員、副会長は関口委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>— 委員より異議なし —</p> <p>(事務局 橋本課長)</p> <p>ありがとうございます。それでは、会長を太田委員、副会長を関口委員にお引き受けいただきます。</p> <p>就任に当たりまして、太田会長より御挨拶をいただきたく存じます。よろしくお願いたします。</p> <p>— 太田会長挨拶 —</p> <p>(事務局 橋本課長)</p> <p>中嶋部長につきましては、所用がございますのでここで退席いたします。</p> <p>(事務局 橋本課長)</p> <p>それでは、ここから議事に入ります。審議会条例第5条により、会議の議長には、会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては太田会長にお願いいたします。</p> <p>(太田会長)</p> <p>それでは、会議を始めます。</p> <p>はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名いたします。名簿の順番から、今回は宮坂委員と伊藤委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
--------------	---

次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件ですと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ありますでしょうか。

— 委員の同意 —

(太田会長)

それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。

事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局 大嶋主任)

傍聴希望者はいらっしゃいません。

(太田会長)

それでは議題に入ります。

議題の1番、東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 大嶋主任)

それでは、「東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について」説明いたします。

— 資料1の説明 —

(太田会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

— 委員からの質疑及び意見なし —

(太田会長)

続いて議題の2番、令和6年度における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いします。

す。

(事務局 大嶋主任)

それでは、「令和6年度における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」説明いたします。

— 資料2～6の説明 —

(太田会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(太田会長)

それでは、私から資料3の請求No.97についてお聞きします。これは、コロナが原因で亡くなった方のことについて、情報を確認したかったのでしょうか。

(事務局 陸名副課長)

コロナワクチンの接種による影響を確認するための請求でした。

請求目的を尋ねているわけではございませんが、おそらくコロナワクチンに関して御自身で調査されているのかと考えられます。

(太田会長)

資料4の請求No.22について、請求理由を教えてください。

(事務局 大嶋主任)

診療録等を開示請求される方の中には、特定の病気を患っている方について医療費を助成する制度があり、御病気の状況について記載された文書が、そういった制度の手續に必要なことがあるそうです。御自身の健康状態を知りたいというだけでなく、開示請求者のお体の状況により、このような目的が考えられます。

(太田会長)

この情報公開・個人情報保護審議会での審議は、行政書士の業務において有用であると感じています。業務上、戸籍や住民票を請求することが多く、対象となる親族の方に事前にお伝えしておくよう依頼者をお願いするようにしています。

また、業務上請求した戸籍や住民票等の書類は、使用した後も含めて、慎重に取り扱わなくてはなりません。

(戸森委員)

資料2の4ページにある「任意提供情報」とは何ですか。

(事務局 陸名副課長)

情報提供者から公にしないという条件のもとで、実施機関に提供された情報のことです。

資料3の請求 No.114 では、分限懲戒等審査依頼書を任意提供情報として一部不開示にしています。

これらの書類の中には、職員が不祥事を起こした際、場合によっては被害者がいる事案があります。そうした被害者の方から被害状況等の情報提供があった際、その情報は秘密にしておきたい、公開してほしくないという条件のもとで、情報提供されたものがあります。

そういったケースの場合ですと、市は、この情報は公にしないという約束のもとで管理します。

本件については、このような事情で、そのまま公開することができない任意提供情報に該当するという理由で、一部不開示という決定を行っております。

(戸森委員)

資料3の請求 No.100 にある損害賠償請求事件とは何ですか。

(事務局 大嶋主任)

ごみ集積所の利用について、住民と自治会の間でトラブルが

あり、市の責任を問う事件でしたが、和解が成立しているものです。

(戸森委員)

ごみ集積所の利用については、トラブルを見聞きすることがあり、難しさを感じます。

(戸森委員)

資料3の請求 No.113 については、個人を特定した上で開示請求されたのでしょうか。どのような請求でしたか。

(事務局 陸名副課長)

個人を特定した上での請求でした。詳細な請求目的は確認していないものの、市民病院で発生したシステム障害の際、病院の中でどのような業務体制がとられていたのか等を確認したかったものと考えられます。

(戸森委員)

個人を特定した開示請求は、その個人を攻撃するようものを感じられます。今後、そういった請求が増加しないか危機感を覚えます。

(太田会長)

資料3の請求 No.34 について、教員の職務内容等の情報を開示するものになっているようですが、こういったものも開示するのでしょうか。

公務員であっても、プライバシー情報や人権侵害につながるような情報を公開されるのは適切ではないと考えます。

(事務局 大嶋主任)

東松山市情報公開条例では特定の個人を識別する情報は不開示としていますが、例外として公務員の職務上の情報は不開示の対象とはなっていません。ただし、公務員の情報であっても、

職務以外の情報や身分上の情報は不開示の対象となりますので、No.34 についてもそのような基準で開示や不開示を判断しています。

(戸森委員)

本件は、当該教員とは無関係の人が、興味本位や過剰な反応の結果、開示請求したのではないかと想像してしまいます。

(太田会長)

児童生徒が教員から不当な扱いを受ける可能性もありますので、そういったときには情報公開制度が活用されることがあり得ます。

(関口委員)

現代は、小さい声を発信しやすくなりましたし、刺激を求める人がそういった声を受け取ることが増えたように思います。

(事務局 陸名副課長)

本市の情報公開制度では何人も開示請求できるものとされています。資料5の平成11年からの経緯を御覧いただいても、最近はこの制度自体が広く知れ渡ってきた時代の変化がございます。

今後も条例の規定により、どこからは開示して、どこからは不開示にするという線引きを意識した上で、引き続き情報開示に取り組んでまいります。

(太田会長)

ほかに御質疑、御意見はありますか。ないようでしたら、議題(3)のその他について、事務局からは何かありますか。

(事務局 大嶋主任)

その他につきまして、事務局より説明いたします。

本日皆様のお手元に置いた資料で、「東松山市金入り設計書情

報提供制度」と書かれたものがあります。

本年10月から新たに開始した取組ですので、この場で説明させていただきたいと存じます。

議題の(2)で、公文書の開示に関して、工事や業務の設計書の開示請求が多いことを説明いたしました。

設計書は、ほぼ全ての案件で全部開示されてきた実績がありましたので、開示請求の方法によらず、必要な方へ情報提供することが可能であると考え、開示請求よりも簡易な方法で設計書を提供できる取組を始めました。

従来、請求者は、まず総務課に開示請求書を提出し、総務課から工事等の担当課に資料の確認を行い、開示の可否を決定しましたら、総務課より請求者に開示決定をお知らせし、費用を徴収した上で資料を交付していました。

本年10月からは、新たな情報提供サービスとして、設計書を求める方が市のホームページ上で工事等担当課に電子申請し、必要な設計書を申し出ます。

工事等担当課は、該当の設計書のデータをインターネット上にアップロードし、申出者がそれをダウンロードするという流れです。

この方法ですと、開示請求ではありませんので、工事等担当課が開示決定通知書を作成する必要がありませんし、間に総務課を挟まないことで、より早く処理することができます。

また、申出者にとりましても、資料の実費の負担も無くなり、利便性が向上する取組と言えます。

今年度は、10月から試行的な取組として担当部署を限定して実施し、順調にいけば来年度からは全庁的に拡大したいと考えています。

10月の実績では、7件の申出があり、11月以降も利用の増加を見込んでいます。

(太田会長)

事務局からの説明が終わりました。

御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

<p>4 閉 会</p>	<p>— 委員からの質疑及び意見なし —</p> <p>(太田会長)</p> <p>ないようでしたら、以上で本日の議事を終了いたします。</p> <p>今後とも、当市の情報公開制度・個人情報保護制度の運営等について、皆様の御協力をお願いいたしまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。</p> <p>(事務局 橋本課長)</p> <p>長時間にわたりまして慎重に御審議いただきありがとうございます。以上をもちまして、本日の東松山市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。</p> <p>最後に、事務局から1点、事務連絡がございます。</p> <p>次回の会議開催予定についてです。</p> <p>情報公開や個人情報保護に関する制度の大きな変更は予定されておりませんので、次回の会議も運用状況の報告が中心になります。</p> <p>そのため、次回は令和8年度内に1回の開催を予定しております。連絡は以上です。</p> <p>皆様、本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和8年2月8日</p> <p>署名委員 <u>          宮坂 祥一          </u></p> <p>署名委員 <u>          伊藤 勉          </u></p>	